

## 平成 24 年度第 3 回大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会の会議

日 時：平成 24 年 9 月 18 日（火） 午後 3 時～午後 5 時

場 所：大阪府庁本館 5 階 正庁の間

出席委員：足立委員、辻委員、津村委員、中西委員代理・魚見岳史氏、久川委員

会議の概要：

- 1 事務局から第 2 回検討会の議事概要について内容確認があった。
- 2 事務局から報告書（案）について説明があった後、意見交換が行われた。
- 3 報告書（案）について、委員長預かりとし、事務局において本会議での意見を踏まえたものを作成し、これを確認いただいた上で最終報告書とすることとなった。また、必要と考えられる事項が発生した場合、改めて検討会を開催することとなった。

<1 第 2 回検討会の議事概要について（資料 1）>

第 2 回検討会の議事概要は、特に指摘はなく承認された。

<2 府域における浄化槽法定検査の受検推進対策に関する報告書（案）について（資料 2）>

報告書（案） 1.はじめに ～ 3.現状分析と課題 まで、事務局から報告した。

### 1.はじめに

法定検査受検推進対策の検討を行った背景について、以下の内容を記載していることを説明した。

- ・ 平成 23 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の新環境総合計画」に基づき、生活排水の 100%適正処理達成に向け合併処理浄化槽の設置が促進されている。
- ・ 特に浄化槽の市町村設置型事業は、計画的な整備と確実な適正管理の実施が見込まれることから、その導入が推進されてきているとともに、一定の評価が得られている。
- ・ 浄化槽が所期の性能を発揮し、良好な処理水質を確保するには、適切な施工、保守点検、清掃、法定検査の実施が不可欠である。
- ・ 府域における平成 22 年度の法定検査受検率は、7 条検査が 100%であるのに対し、11 条検査は 6.5%と極めて低い状況にある。
- ・ 適正管理が今以上に徹底されるよう、11 条検査の受検率向上を図り、府民の浄化槽に対する信頼性を揺るぎないものにしなければならない。

### 2.大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会について

- ・ 検討会は、府域における浄化槽の一層の整備促進に向け、11 条検査に対する府民の信頼性向上と受検率の向上方策について、提言することを目的に、設置したことを記載している。

### 3.現状分析と課題

#### 3-1 府域の現状と他府県の取組み

府域の現状について、以下の内容を記載していることを説明した。

- ・ 浄化槽の設置基数は、平成 22 年度末、大阪府全体で 16 万 9 千基設置されており、そのうち 70%が単独処理浄化槽となっている。

- ・ 浄化槽がほとんどない地域がある一方で、整備されている地域もある。
- ・ 11 条検査の受検率は、徐々に上昇しているが、平成 22 年度末で 6.5%であり、全国平均は 30%という状況である。
- ・ 大阪府では、51 人槽以上の浄化槽と、浄化槽整備事業で整備された浄化槽を対象に受検指導を行ってきた。
- ・ 平成 22 年度の受検率は、51 人槽以上で約 52%であった。5～10 人槽以下は、大阪府に設置される浄化槽の約 8 割を占めるが、受検率は約 4%と極めて低い状況となっており、今後、5～10 人槽の浄化槽については新たな取り組みが必要である。
- ・ 浄化槽の維持管理は、清掃、保守点検、法定検査が浄化槽管理者に義務付けられている。
- ・ 浄化槽の年間維持管理費用は、大阪府域の下水道料金と比べると、浄化槽管理者の負担は重くなっており、浄化槽管理者の負担軽減についても十分に配慮していく必要がある。
- ・ 平成 23 年度では 8 名の検査員が 1 万 3 千件の検査を実施しており、すべての浄化槽を検査するには約 90 名の検査員を増員する必要がある。

他府県の取り組みについては、以下の内容を記載していることを説明した。

- ・ 全国の 65 検査機関の指定検査機関の中で通常検査のみを実施するところは 26 機関、環境省との協議の上、効率化検査を導入したところが 39 検査機関ある。
- ・ 通常検査を採用している都道府県と効率化検査を採用している府県において、平成 14 年と平成 22 年間の受検率の上昇ポイントを比較すると、通常検査は 8.6 ポイント、効率化検査は 21.4 ポイントであり、効率化検査を導入した府県の受検率が大きく上昇している。

### 3-2 課題

現状における課題については、以下の内容を記載していることを説明した。

- ・ 浄化槽管理者から見ると保守点検と法定検査の作業内容について、外観検査や水質検査等類似しており、違いが分かりにくいため、法定検査を受検する意義がより明確になるよう十分に考慮する必要がある。
- ・ 保守点検業者の法定検査への関与がほとんどないため、保守点検業者の協力がこれまで以上に得られるような検査制度を検討する必要がある。
- ・ 府域では、下水道整備進捗に伴い新たに設置される浄化槽が減少していること、下水道整備区域内にある浄化槽は順次廃止されること、将来的には府域内人口の減少が想定されること、などから将来の浄化槽設置基数が明確でなく、現在のところ、検査員を増員することが困難である。
- ・ 全国の受検率の平均値が 30%であることや府域の受検率が 6.5%であることを考えると、当面の目標として受検率を 50%程度とする。

### 意見交換

#### 各委員と事務局の意見交換（○；委員からの意見、◆；事務局からの意見）

委員長：報告書（案）について、事務局から説明があったが、ご意見・ご質問をお願いします。

- 図 5 中にある「採水員」について、注書きがあるがこれは、「採水員制度」あるいは「採水員」のどちらを説明したものか。また、報告書に出てくる語句の定義あるいは説明をカッコ

書きやまとめたページをつけた方が良いのではないか。

- ◆ 対応について、検討する。
- 3-2の課題に効率化検査の対象とする人槽を明記した方が良いのではないか。
- ここでは、対象人槽に係らず、今後受検率を向上するにあたって、当面の目標を設定し、その目標を実現するには、現在の検査員体制では困難であることを示しているのではないか。
- 3-2の課題で当面の目標値を示しているが、これは後ろの章で示す方がよいのではないか。
- ◆ この部分は、検査体制の課題について示している。人槽等について含めるとさまざまな条件が含まれるので、当面の目標値を示した部分は、後述する形で修正を検討する。
- 浄化槽の維持管理費用と下水道の使用料を比較している部分で、下水道だけが、一般会計からの繰り入れが行われている。現在の記述では浄化槽への財源投入が無いように見えるが、浄化槽にも汚泥処理に市の財源が投入されている。
- 浄化槽の維持管理費用と下水道使用料の比較については、国における検討で、1万人規模での汚泥処理は浄化槽も下水道も別途行うので、浄化槽汚泥の処理費用は、維持管理費用に含まないと判断した経過がある。この報告書においても、汚泥の処理費用については考慮しない方がよい。
- 「単独処理浄化槽の新設禁止」について「平成13年」と記載があるが、法改正上では平成12年のため、「平成12年」と改める方がよいのではないか。
- 大阪府では、平成9年に指導要綱で単独処理浄化槽の新設を原則禁止したが、その後平成12年浄化槽法改正(平成13年施行)により全国的に原則禁止された経緯があったはずである。
- ◆ 過去の経過を調べて、必要に応じて修正する。

報告書(案) 4.11条検査受検率向上策 ～ 6.大阪府における浄化槽行政の今後の課題 まで、事務局から報告した。

#### 4.11条検査受検率向上策

11条検査受検率向上策について、以下の内容を記載していることを説明した。

- ・ 検査機関において検査員の増員が直ちに行い難い状況にあること、大阪府下の状況から一括契約を実施するのも困難であること、などから効率化検査について検討を進めることとした。
- ・ 各都道府県で実施されている効率化検査について、受検率の向上が得られたところ、または得られなかったところの代表的な事例を説明した。
- ・ 各都道府県での効率化検査は、導入時期、対象とする人槽・合併単独の種別、採水員の活用等さまざまであったが、受検啓発と台帳整理が同時に行われていた。
- ・ 府域においても効率化検査を導入するに当たっては、受検啓発や台帳整理を行うとともに府域の実情に適した検査方法を検討する必要がある。

#### 5.府域の現状に適した効率化検査

府域の現状に適した効率化検査について、以下の内容を記載していることを説明した。

- ・ BOD検査を基本としたものを導入する。
- ・ 検査対象浄化槽は、処理対象人員10人槽以下で合併も単独も対象とする。
- ・ 採水員制度を採用する。

- ・ 採水員については浄化槽管理士であることなど、一定の要件を満たした者を指定検査機関が指定する。
- ・ 法定検査の受検は、受検していない浄化槽管理者にとって「新たな負担」になるので、検査料金の値下げなど負担軽減に努め、11条検査の受検率向上を図る。
- ・ 効率化検査を導入するに当たり、次に示す実施要綱、規定等を定める必要がある。
  - 効率化検査の実施に係る実施要綱
  - 効率化検査の検査項目や判定基準に係るガイドライン
  - 効率化検査の適正な実施と信頼性を確保するための精度管理に係る仕組みづくり
  - 指定検査機関が指定採水員を指定する要件

## 6. 大阪府における浄化槽行政の今後の課題

- ・ 本委員会の検討の結果、府民の浄化槽に対する信頼性向上と11条検査受検率の向上のため、効率化検査を導入する必要があるとの結論を得た。
- ・ 法定検査の適正な体制を整備するには、府域における浄化槽整備区域を早期に確定することが必要である。
- ・ 11条検査を受検していない浄化槽管理者にとって、受検することは「新たな負担」であることに変わりはない。大阪府域は浄化槽の保守点検について、年4回実施されていると思われる。今後は、これらの点も踏まえ、浄化槽管理者のさらなる負担軽減策の検討が必要と考えられる。
- ・ 一括契約や7条検査と11条検査の同時申し込みなどの契約方法は、他府県で受検率の向上に効果を上げている。機会をとらえて府域への導入を検討する必要がある。
- ・ 下水道では、一般会計の繰り入れにより下水道料金が低く抑えられている実態があるので、官民両者で維持管理に要する浄化槽管理者の負担軽減に取り組む必要がある。

## 意見交換

### 各委員と事務局の意見交換（○；委員からの意見、◆；事務局からの意見）

委員長：報告書（案）について、事務局から説明があったが、ご意見・ご質問をお願いします。

- 大阪府における浄化槽行政の今後の課題で「信頼性の向上」とあるが、効率化検査を導入することで信頼性が向上するわけでない。効率化検査の導入により受検率を向上させ、浄化槽の適正管理が今以上に徹底されることにより、府民の信頼性が向上するのではないか。
- ◆ 意見をふまえて文言の修正を行う。
- 今回の報告書には、これまでの議事要旨をつけるのか。あるいは、報告書のみとなるのか。
- ◆ 本検討会で意見を伺うところと考えているが、現在のところ報告書のみを考えている。
- これまでの検討会で、効率化検査導入後についても触れていた。4-2 効率化検査導入に併せて行うべき取り組みと課題中に「正確な浄化槽台帳の整備」とある。台帳の整備は、受検率が向上した11条検査を利用するなどの更新が必要であることを明記した方が良い。
- ◆ 意見を反映する形で修正する。
- 効率化検査の実施に係る実施要綱にある効率化検査内容に外観検査と水質検査しか記載がなく、書類検査が含まれていない。国が提示する基本検査では、保守点検や清掃業者からの指定検査機関へ記録票を情報提供する流れによる効率化の提案もされている。すぐに取り組

むことは難しいが、報告書へは記載する方が良いと考える。

- ◆ 文書中に「書類検査」の文言を盛り込み、内容については、今後の制度設計での検討課題としていきたい。
- 大阪府における浄化槽行政の今後の課題の中で「画一的」という記載があるが、大阪府浄化槽維持管理指導要領では、保守点検の回数について全てが年 4 回と定められているわけではないので、「画一的」という言葉は適当ではないと思うが。
- ◆ ここで言う「画一的」とは、維持管理指導要領によらず大阪府の実態を指したものとして考えているが、文言を修正する。
- BOD 検査について、この検査は指定検査機関で行うのか。
- ◆ 現在のところ、協会から分析機関へ依頼し検査してもらう方法で考えている。

委員長：このほか何かあれば連絡してもらいたい。事務局が修正したものを各委員に確認いただき、必要に応じて検討会を開催するなど対応していく予定としている。また、今後この委員会の報告書に従い、調整の上制度設計について決定していく。